

# よくあるご質問

Q1. 対象者の所得制限はありますか

A. 所得制限はありません。

Q2. 申請後、どのくらいの期間で給付金は振込まれますか。

A. 申請や届出を受理してから、概ね1～2か月後に指定口座に振込みます。ただし、申請書の記載や添付書類に不備があった場合等は除きます。申請書類を提出してから2か月以上経過しても振込されない場合には、お問い合わせください。

Q3. 妊婦以外の名義の口座に振込むことはできますか。

A. できません。振込先は、給付を受ける妊婦ご本人名義の口座をご指定ください。

Q4. 金ヶ崎町外で里帰り出産をする予定ですが、里帰り先の自治体で申請できますか。

A. できません。本制度は、住民票がある自治体にのみ申請をすることができます。一時的な里帰りの場合は、住民票のある自治体に申請してください。

Q5. インターネットバンキングを利用しているため、口座情報の写しがありません。

A. インターネットバンキングをご利用の場合は、窓口でスマートフォンの画面を確認いたします。

Q6. 金ヶ崎町に転入してきました。以前住んでいた自治体で1回目の給付を受け取りましたが、金ヶ崎町で給付を受けることはできますか。

A. 金ヶ崎町から新たに妊婦給付認定を受けることで、2回目の給付を受けることができます。ただし、本制度は全国一律の制度となっており、同一の理由により複数の自治体から1回目の給付を受けることはできません。

Q7. 妊婦の給付認定を受けた後に、口座等の名義を入籍後の苗字に変更することは可能ですか。

A. 可能ですが、振込先の情報が申請時点から変更になると振込不能が発生します。振込までお時間を要することになりますので、妊婦給付認定後に口座情報が変更となる場合は、子育て支援課までご連絡ください。